

建築工事成績評定基準

平成 16 年 9 月 29 日制定

平成 17 年 6 月 1 日一部改正

平成 25 年 7 月 4 日一部改正

(目的)

第 1 この基準は、市長が行う事業に係る請負工事のうち建築工事（建築設備を含む。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、評定の厳正かつ適正な実施を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第 2 評定は、原則として 1 件の請負金額が 5 0 0 万円以上の請負工事について行うものとする。

ただし、一括請負工事の場合で付帯工事の工事費が 5 0 0 万円以上の場合には、付帯工事の評定を行うものとする。

(評定の時期)

第 3 評定の時期は、検査員にあつては中間検査及び工事の完成の時、主任監督員及び一般監督員にあつては工事の完成の時とする。

(評定者)

第 4 評定を行う者は、当該工事の検査員並びに当該工事の主任監督員及び一般監督員とする。

(評定の方法)

第 5 評定は、別紙ー 1 から別紙ー 3 までの「工事成績評定の考査項目別運用表」に基づいて、様式第 1 の「工事成績評定書」を作成する。

2 一括請負工事の評定は、それぞれの工事担当者の意見を徴して行うものとする。

3 評定に当たっては、別紙ー 4 「留意事項」及び別紙ー 5 「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

4 付帯工事の評定に際しては、様式第 1 の「工事成績評定書（付帯工事用）」により行うものとする。

(評定の結果の通知)

第 6 発注者は、完成検査の終了後、評定者から評定結果の提出があったときは、遅滞なく、

当該工事の請負者に対して、別に定めるところにより、評定の結果を通知するものとする。
(評定の修正)

第7 発注者は、第6の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、その結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第8 第6又は第7による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(安芸高田市の休日を定める条例(平成16年安芸高田市条例第2号)に定める「市の休日」を含む。)以内に、書面により、発注者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 発注者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(その他)

第9 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成16年10月1日から試行し、同日以降に行う評定から適用する。

附 則

この基準は、平成17年6月1日の一部改正により、題名の(案)を削除して平成17年6月1日から実施することとし、平成17年度に発注する工事の評定から適用する。

附 則

この基準は、平成25年7月4日より施行する。